

令和6年 第3回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年2月14日					
3. 開催通知の期日	令和6年2月14日					
4. 招集期日	令和6年3月25日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 401会議室					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	欠	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

- 報告第 6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第 8号 農地法施行規則第29条第1号に関する届出について  
 報告第 9号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について

12. 提出議案

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について

- 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について  
議案第11号 令和6年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について

### 13. その他

#### <開会>

会長代理 それでは、これより令和6年第3回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。  
本日の欠席ですが、山口剛委員より公務のため欠席という連絡をいただきましたので、ご報告いたします。  
それでは、招集者挨拶、山本会長よりよろしくお願いいたします。

#### <招集者挨拶>

議長 こんにちは。2月、雪もなく過ごしやすかった月だったんですけれども、3月に入り、また降雪があったりして大変な月になったわけなんですけれども、これから春が近いと思うわけなんですけれども、四国のほうでも桜のほうも開花宣言が出たりということで、東京のほうも二十四、五日には開花宣言出るかなというようなことは何か言っていたわけなんですけれども、数日遅れるような感じで、いずれにせよ近々桜の開花が見られて春になるんじゃないかと思われまます。  
また、今日の定例会ですけれども、皆さん3年間運営委員会の委員として活動していただきました。今日が一番最後の定例総会ということで、3年間大変ご苦労さまでした。皆様の任期も4月14日までとなっていますので、あと20日までありますけれども、任期期間中は地区の農家の皆さんのために極力ご努力いただいて実り多い活動を全うしていただきたいと、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。  
今日は課題がいっぱいありますけれども、皆様のご協力をいただきまして無事進むように、またご協力をよろしくお願いいたします。  
以上です。本日はどうもご苦労さまです。

会長代理 山本会長、ありがとうございます。  
それでは、引き続き議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

#### <議事録署名委員の選任>

議長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ですけれども、今日は  
10番 藤浦忠広 委員  
13番 小池俊治 委員  
よろしくお願いいたします。

#### <議事>

議長 5番の議事に入ります。  
(1) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをごらんください。報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月7件です。  
1件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢

字〇〇〇〇〇他4筆、現況地目、畑、現況面積5, 799平米、あっせんの希望はございません。

2件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇他7筆、現況地目、畑、現況面積9, 221平米、あっせんの希望が一部ございます。位置図を31ページにご用意しました。ご覧ください。あっせん希望農地ですが、〇〇〇〇〇〇から670メートルほど北東の方角に位置する農地になります。

1ページに戻ってください。3件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇他7筆、現況地目、畑、現況面積1万768平米、あっせんの希望はございません。

4件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇ー〇他5筆、現況地目、畑、現況面積1万40平米、あっせんの希望はございません。

5件目、6件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇ー〇他3筆、大字平穏字〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目ともに田、現況面積5, 173平米、605平米、あっせんの希望はどちらもございません。

7件目、農地所有者は、〇〇の〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇ー〇他9筆、現況地目、畑、現況面積1万1, 379平米、あっせんの希望はございません。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告事項ですけれども、何か質問ありましたら挙手願います。  
藤浦委員。

藤浦委員 2件目の〇〇〇〇さんに相続された農地、一部あっせんありということで、1ページなんだけれども、これって何か植わっている畑か何かですか。

事務局 植わっている畑ではないですね。草が生えているような状況になっています。

議長 ほかに質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようでしたら、次に進みます。  
(2)報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。  
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月5件です。  
1件目、所在地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1, 368平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。  
2件目、所在地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1, 368平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ貸借するためとなります。  
3件目、所在地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇ー〇、現況地目、畑、現況面積4, 922平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足のためとなります。



います。

まず、1件目ですが、所在地は大字佐野字〇〇〇〇-〇、地目は台帳、田、現況、畑、面積は2,591平米のうち60平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由ですが、農業用倉庫の建築ということになります。申請人ですが、〇の〇〇〇〇、事由の詳細ですが、農産物の貯蔵、冷蔵庫、農業用資材、農業用機械の格納のため、既存の構造物を農業用倉庫として使用するということになります。位置図ですが、32ページになります。〇〇〇〇〇〇〇〇から南に70メートルほどの農地ということになります。その他、公図としては33ページに載せております。続いて、2件目の案件ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は878平米のうち33.02平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由ですが、農業用倉庫の建築、申請人ですが、〇〇の〇〇〇〇〇、事由の詳細ですが、農機具格納のため、農業用倉庫を増設するという事で、位置図ですが、資料の34ページになります。場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と町道の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の十字路のところから約200メートル北東に進んだ農地に位置します。その他の資料、公図の写しを35ページに載せています。以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの報告事項ですけれども、何か質問ありましたら挙手願います。

議 長 下田委員。

下田委員 ちょっとあれですけれども、この〇〇〇〇さんって今日葬式の人では。その場合何か問題あるのでしょうか。

事務局 申請受付時は生きてらっしゃったので、今回報告案件で〇〇さんのお名前前で報告させていただきました。土地の名義については、相続がここで〇〇さんが亡くなったことにより発生しますから、これから変更されることになると思います。申請後にお亡くなりになられたわけなのでこの案件の提示の仕方自体はこれで問題ありません。

議 長 では、ないようでしたら、次に進みます。  
(4) 報告第9号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報提供について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料5ページをお願いします。  
報告第9号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供につきまして、ご覧の表のとおりとなります。令和6年度に更新いたします賃料情報ですが、令和3年から令和4年の3年間の実績を基に算定いたしました。こちらは、3月12日開催の農政部会に確認していただいております。  
表内の金額につきましては、上段が公表値、括弧書きの部分が今年の公表値との差となっております。  
一番右側の列ですけれども、算出した基礎となった筆数となっております。上段が今回算出した筆数、括弧書きが前回公表しました基礎となった筆数となっております。  
実際の公表数値は、下段の括弧書きについて削除して、上段の数字のみを公表させていただきます。昨年と比べて、最高賃料は、リンゴが増額になっておりますが、



257平米、耕作面積2万4,792平米、家族総数2、稼働人員2、申請地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑で、面積1,270平米、契約内容は贈与で、理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、リンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を54ページ、公図を55ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から約230メートルほど南西に位置する農地となります。

6件目ですが、申請人、貸人は〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積8,295平米、耕作面積5,623平米、家族総数5、稼働人員2、借人は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数2、稼働人員2、申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、現況地目は畑で、合計面積3,967平米、契約内容は賃貸借で、賃料は、10アール当たり1万円となります。理由ですけれども、貸人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、借人につきましては、リンゴの作付で新規就農となっております。位置図を56ページ、公図を57ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約470メートルほど東に位置する農地となります。

8ページをお願いします。7件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積7,379平米、耕作面積5,612平米、家族総数2、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、所有面積1,153平米、耕作面積7,627平米、家族総数5、稼働人員3、申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑で、面積1,325平米、契約内容は売買で、価格は40万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましては、ブドウの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を58ページ、公図を59ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約210メートルほど北西に位置する農地となっております。

8件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積9,172平米、耕作面積5,443平米、家族総数2、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、所有面積1万9,450平米、耕作面積1万2,077平米、家族総数3、稼働人員2、申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目が田で、合計面積は4,958平米、契約内容は売買で、価格は100万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につきましては、水稻の作付で経営規模の拡大となります。位置図を60ページ、公図を61ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約440メートルほど西に位置する農地で、約280メートルほど南東に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、補足説明をお願いいたします。

1番の案件について、下田健志委員、お願いいたします。

下田健志委員 〇〇〇〇さんもリンゴを中心にやっていたんですけれども、ここに書いてあるように高齢のためということでありまして、近くの〇〇〇〇〇〇さん、今リンゴをやっていますが、ブドウのほうをメインということをやりたいそうです。取りあえずリンゴというようなことであるんですけれども、行く行くはという話の中では何かブドウを増やしていきたいななんていうふうに考えていらっしゃるということで、全然このまだ若くていらっしゃるの、特段問題はないと思いますので、

承認をお願いします。

それで、1個ちょっとこの今資料の公図なんですけれども、公図の名義、変わっていないのですが、大丈夫なのでしょうか。

事務局 この案件なんですけれども、実際のところなんですけれども、やっぱり農地法3条だと所有者の方と契約するのが一番正しい方法だと思います。ですが、相続されていない方、例えば今回のような案件。手続上は相続しないとできないってなった場合に、所有者しか契約等をするにはできないと農業委員会のほうでやっちゃうと、じゃあ農業委員会通さないでなあなあでいいやと、今度多分その方法でやられて農業委員会を通らない案件が多くなってしまうことが懸念されます。そうすると、こちらでは把握しきれなくなってしまう、闇で耕作しているという認識になってしまいます。

小古井委員 闇耕作になるの。農業委員会を通らないとといったって、貸す側と借りる側が合意していればそれでいいんじゃないの。

事務局 そうですね。ただ、農業委員会を通してじゃない手続を取られてしまうと、うちのほうでは把握できないものになってしまう。農業委員会を通していない貸し借り等について、こちらでは闇でやっているという言い方をさせていただいております。取りあえず今回の案件は相続の関係もあるということですので、条件をちょっとつけさせていただいて、今後4月案件受付時からもう少し厳しくするとか、そういった方向でやらせていたきたいかなと思います。4月から相続登記が義務化されることもありますし。

議 長 この案件についてはここで採決取らせていただきます。  
では、1番の案件について、ほかにご質問はありますか。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決とさせていただきます。  
2番の案件について、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 渡人の〇さんは〇〇〇に現在住んでおられまして、こちらへ来て農業をやっておられません。〇〇さんは、〇さんの懇意にされている人の息子さんで、〇〇でブドウを借りて作っておられます。ここで懇意にされている中で、じゃこの田んぼを使ってブドウを作るのはどうかということになって売買する話になったそうです。〇〇さんはもう何年前からブドウを作っていますので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件につきまして、質問のある方は挙手を願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
3番の案件について、補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんにつきましては、ここに書いてあるとおり労力不足ということで規模縮小を考えておられて、この畑の隣に〇〇さんがブドウを作っておられまして、その〇〇さんに相談したところ、この畑をうちで買ってブドウを作るということで話がまとまりました。〇〇さんは後継者なで、ほかにもブドウを結構作ってしっかりやっていたらいいと思いますので、問題ないと思います。お願いします。



議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
4番の案件について、補足説明を上原委員、お願いいたします。

上原委員 先ほどその前の報告第6号にもあります3番目の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの案件にも繋がるものです。娘さんの旦那さんにまず相続され、その後、〇〇さんのお孫さんの〇〇〇〇君、実際は新規就農で去年から就農され、名義を全てお孫さんに渡すために、一度娘の旦那さんに相続され、その後贈与という形で名義を孫の〇〇君に全て移譲するというので今回このようになりました。〇〇〇〇君、若く今後期待される方なので問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
5番の案件について、同じく上原委員、お願いいたします。

上原委員 報告第7号の4番目にあります〇〇さんの畑を〇〇さんが借りてずっといまして、それで〇〇さんのほうからもう今後一切返されても農家はできないので、贈与という形で今後ずっと作ってくださいということで今回このような話になりました。また、〇〇さんの息子さんも昨年より就農され、これからますます頑張っていかれると思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
6番の案件について、藤浦委員、補足説明をお願いいたします。

藤浦委員 〇〇さんのご高齢でできないということで、実は私が10年ほど前から借りてやっていたんですけども、10年の契約が切れるというところで、〇〇君、〇〇〇〇の方ですけども、新規就農を今年秋からするというので、〇〇君に譲り渡したというところでございます。今日もこの畑に行って剪定しているようですので、真面目にやっているのも問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
7番の案件について、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんの畑を〇〇〇〇さんはもうずっと前から借りていたわけなんですけど、ここで新規にブドウを作りたいということで、今プラムをやっているんですけど、それを伐根してブドウの棚を植え付けたいということで、植え替えるならじゃ売買と



藤浦委員 63ページにあるように、当該農地は住宅地に囲まれている農地で、なおかつ〇〇〇〇から215メートルということで、300メートル以内ですので、第3種農地ということで、転用しても問題ないと思われます。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
2番の案件について、湯本幸作委員、補足説明をお願いいたします。

湯本幸作委員 この〇〇さんなのですが、〇〇に以前住んでいらして、今〇〇〇〇〇〇〇に勤めています。それで、〇〇さんは町内へ移住したいという希望を持っていまして、たまたまいいところが見つかり、そこへ住宅を造って住むそうです。何の問題もないと思いますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。  
(7) 議案第9号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料13ページをお願いします。  
議案第9号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規設定が21件、再設定が11件の計32件です。  
1件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,580平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の新規設定となります。  
2件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積1,584平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり6,553円、6,090円の再設定となります。  
3件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,160平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万4,000円の新規設定となります。  
4件目、5件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇他3筆、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、現況地目、畑、合計面積5,750平米。利用権の種類は賃借権で、10年と3年の設定でモモの作付を予定しています。賃料は、全体で4万円と、10アール当たり1万円の新規設定となります。  
6件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,121平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で花卉の作付を予定しています。賃料は、全体で2,000円の再設定となります。

7件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1, 299平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でモモの作付を予定しています。賃料は、全体で3, 000円の新規設定となります。

8件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1, 129平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万5000円の新規設定となります。

9件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇他2筆、現況地目、畑、合計面積2, 588平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴとブドウの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の新規設定となります。

14ページをお願いします。10件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積が2, 310平米。利用権の種類は賃借権で、1年の設定で、水稻の作付を予定しています。賃料は、全体で1万8, 000円の再設定となります。

11件目、設定を受ける者、〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、田、面積1, 905平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体5, 000円の再設定となります。

12件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積542平米。利用権の種類は使用賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は、無償の再設定となります。

13件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積646平米。利用権の種類は使用賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、無償の再設定となります。

14件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積3, 462平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万5000円の新規設定となります。

15件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積4, 986平米のうち2, 800平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で8万円の新規設定となります。

16件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積765平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万3, 000円の再設定となります。

17件目、18件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積2, 260平米。利用権の種類は賃借権で、10年と5年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円と、全体で4万円の新規設定となります。

19件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1, 153平米。利用権

の種類は賃借権で、5年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の新規設定となります。

20件目から22件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇他3筆、現況地目、畑、合計面積5,575平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万円の新規設定となります。

23件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積865平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でラベンダーの作付を予定しています。賃料は、全体で5,000円の新規設定となります。

24件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積806平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で、プラムの作付を予定しています。賃料は、全体で3,630円の新規設定となります。

25件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,130平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1万2,800円の再設定となります。

26件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、現況地目、田、面積755平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で8,000円の再設定となります。

27件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,297平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり2万円の新規設定となります。

28件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積815平米のうち795平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で3万円の再設定となります。

29件目、設定を受ける者、〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積4,095平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、モモとブドウの作付を予定しています。賃料は、全体で2万2,000円と3万円の新規設定となります。

30件目、設定を受ける者、〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積2,824平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は、全体で4万円の新規設定となります。

31件目、設定を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,458平米。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万8,500円の新規設定となります。

32件目、設定を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,555平米。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付けを予定していま

す。賃料は、10アール当たり1万円の再設定となります。

以上、32件につきまして、承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件から補足説明をお願いいたします。齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、前から借りていた○○さんの畑を今回から新規ということでここに上げてあります。前から作っていて、若くて有望な青年ですので問題ないと思いますので、お願いします。

議長 ありがとうございます。

1番の案件につきまして質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、下田健志委員、補足説明をお願いいたします。

下田健志委員 ○○○○さんなんですけれども、今までももう借りていられたということでありまして、ここで10年というふうになっています。ブドウをやっているから、そのまま続けてやりたいということでもあります。特段問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

3番の案件について、補足説明を渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 この畑は、○○さんが以前は別の方に貸していて、モモを栽培されていたそうなんですけど、その方が体調を崩したということで返されまして、モモはきれいに伐採されて更地になっているそうです。この畑の下で今回借りる○○さんがブドウの棚を立てて今年で4年目ということで、木も立派に育っていて、いよいよ本格的に収穫ができるようになりそうだというふうに話していました。上の畑の草刈り等も○○さんが手入れしていただいているとも思うので、ここで里親の○○さんのお勧めもあって、利用権ちゃんと設定をして、上の畑も棚を立ててブドウを作らすということになっています。○○さんは、まだ若くてとても技術もしっかり持っていられる頼もしい地域の担い手だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

4番、5番の案件について、上原委員、お願いいたします。

上原委員 ○○○○さんですが、本人も奥さんももう大分年で、モモ畑なんですけれども、大変だと思っていたときに、○○○君が家へ入られて一生懸命やっているのを見て、たまたま畑が道を挟んで隣同士で、ぜひうちのも作ってくれないかなということで今回このように話がまとまりました。○○君一生懸命やっているのも問題な

と思いますので、よろしく申し上げます。

それと、5番ですが、これも〇〇〇〇さんもちよっと体調を悪くされたりして、モモの栽培もなかなか大変だなということで、〇〇君、モモの栽培をもっと増やしたいということだったので紹介したところ、引き受けていただきました。問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

4番の案件について、質問のある方は挙手願ひます。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

5番の案件について、質問のある方は挙手願ひます。

上原委員。

藤浦委員 私も〇〇君を知っているので応援するつもりでいるんですけども、モモこれ全部で5反5畝くらいですか。

上原委員 実際、その4番の畑も一部欠けていて、実際4反歩あるけれども、事実上は3反歩あるかないかで、あとその下の5番の〇〇さんの畑も半分はもう若木と、あとちょっと欠けたようなところなので、全体的にするとまだまだということで、4番のほうも大分伐採して、また新植するところもあるので、面積を見るとすごいっぱいあるんだけど、実質半分、もうちょいかなというところですよ。  
以上です。

議 長 ほかに質問のある方。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

6番の案件について、小池委員、補足説明をお願ひいたします。

小池委員 〇〇〇〇さんなんですが、エノキをやっていられたんですが、家族関係が大分年も来ちゃってエノキをやめられ、花卉のほうに今ほぼ90%ぐらいやっていられて、自宅から隣接している土地なので、きれいに管理しておりまして、再設定なのでまた問題ないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願ひます。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

7番の案件について、補足説明を湯本浩委員、お願ひいたします。

湯本浩委員 〇〇さんは、この畑は現在何も作ってなくて更地の状態です。借りてくれる人を探していたところ、〇〇さんが〇〇から入ったということで、この畑を借りてモモを植えて作るということです。特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願ひます。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

8番の案件について、補足説明を下田健志委員、お願いいたします。

下田健志委員 前回もあったんですけれども、〇〇〇〇さんなんですけれども、もう高齢でちょっと病気がちということがありまして、昨年からも来年は耕作難しいというような相談を受けておりました。その中で、ご本人さんの奥さんのほうが活発的に耕作していただける方をおのおの探していただきまして、今回、畑も近く、隣接しているのかな、〇〇〇〇さんがこの畑やっていたらということで、新規、5年契約ということで話がまとまりましたので、特段問題ないと思いますので、よろしくようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

9番の案件について、上原委員、補足説明をお願いいたします。

上原委員 〇〇〇〇〇さんの畑なんですけど、今まで耕作されていた方は私紹介したんですが、その方病気で、ちょっとこれで離農というか、農家できなくなっちゃったということで、そのような話を〇〇さんにしたところ、〇〇さんも今年から新たに果樹農家ということなんですけど、この間畑も見に行ったら、剪定も全部ではないですけど、しながら今進めている状態です。問題ないようにまた見守りながらいきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

10番の案件について、補足説明を小古井委員、お願いいたします。

小古井委員 〇〇〇君は勤め人なんですけれども、ばあちゃんの監督の下きれいに作っていますので、10年ぐらい同じ場所でやっているとしますので、問題はないと思います。〇〇さんにつきましては、ちょっとどういう方だか存じないんですけれども、ここは〇〇〇〇〇〇〇〇をやるときに、〇〇さんの〇君の家の田んぼを借りて、その代替地で見つけたところの田んぼですので、今までずっと6年ぐらい前からやっていますけれども、何の問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

11番の案件について、私のほうから補足説明させていただきます。

〇〇さんなんですけれども、〇〇さん自体がちょっと高齢になってきたということで、〇〇〇〇さんが耕作しているわけなんですけれども、佐野から夜間瀬となると少々距離があるんですけれども、頑張って耕作をしています。〇〇さんの話によりまして、〇〇の上のほうの畑であるため、獣害が何かちょっと周りで出ているような話も聞いて、田んぼも周りに作っていて、何か田んぼがイノシシに荒らされていて、どうするんだ、これは補償してくれるのかとか言われて何か困った時点もあったみ



たいなんですけれども、耕作はできる限り頑張っていますので、また再設定ですので、よろしくお願いいたします。

今の案件につきまして、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

12番、13番の補足説明を湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 この〇〇さんと〇〇さんの畑は隣り合ったところにありまして、それを前に交換されてそのまま作っていて、今交換されたまま作っていて、それで正式な手続きしていないようで、その正式な手続きができるまでお互い賃貸ということで作っていきたいということだそうですので、よろしくお願いいたします。

議長 13番一緒をお願いします。

湯本久万委員 同じです。〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんもそれで、先ほどあったんですが、〇〇さんのほうが相続されていないようなので、それでまだ正式な手続きできないようなんですが、今〇〇さんその手続きをされているところだそうです、それができたら正式に双方で交換の手続きをされるというふうに聞いています。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

12番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

13番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

14番の案件について、下田健志委員、補足説明をお願いいたします。

下田健志委員 先ほどの3番の〇〇さんと同じですけれども、〇〇〇〇さんは高齢でありまして、借りてくれる方を探しておりました。当然、自分の畑借りていられる方探すということになったら、すぐ近所、畑つながっている近所の、あと隣の畑ということで、ちょうどその〇〇〇君、隣の畑が〇〇さんの畑でありますので、耕作者にしてみてもすぐできるということで、〇君もまだ全然若くて今日も真剣にやっています。今回新規で10年ということでもありますけれども、何の問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

14番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

15番の案件について、湯本久万委員、補足説明をお願いいたします。

湯本久万委員 〇〇〇さん、高齢で去年から病気で仕事ができなくなってしまって、それで去年は何とか作ったんですが、今年もうモモ作りできないということで、隣の畑でリンゴを作っている〇〇〇〇さんが新たに借りて作られるということです。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
16番の案件について、湯本浩委員、補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 この案件につきましては再設定ということで、引き続きこの畑を借りてリンゴを作られるということで、この畑は親の代からもうずっと借りている畑でして、弘文君もしっかりやっていますので、問題ないと思います。お願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
17番、18番の案件について、湯本久万委員、補足説明をお願いいたします。

湯本久万委員 ○○さんはIターンで就農されて、リンゴ、ブドウを作っておられます。それで、○○さんは高齢で、息子さんも去年から病気で具合悪くなりまして、今年からできないということで、その畑を○○さんが借りてブドウを作られるそうです。18番、○○○○さんもほかに仕事をやられていて、農業は全然できないということで、今まで違う方がブドウを作られていたんですが、今年からその方も高齢で返されまして、今年から○○さんが借りてブドウを作りたいということなので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
17番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
18番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
19番の案件について、補足説明を上原委員、お願いいたします。

上原委員 この○○さんの畑なんですけど、今までほかの方が野菜を作られていらしたんですが、年とともにちょっともう作れないということで○○さんのほうに返されて、○○さんも自分では畑仕事はできないということで、○○○○君のお父さんと○○さん友達で、どうかな、作ってくれないかいということで今回話がまとまりました。○○君もブドウの面積を増やしたいということで、今年はちょっと棚は作らないんですが、来年以降作ってブドウの作付を増やしたいということなのだそうです。問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
20番、21番、22番の補足説明を小古井委員、お願いいたします。

小古井委員 ○○○さんは勤めに行っていられっしやいますし、○○○○さんは体調を崩して家にいられっしやいますし、○○さんはせがれがもう○○でやっていて自分はもう隠居してしまいましたので、何の問題もないかと思うんですけども、今回新規設定で拳がっているんですけども、今までもうずっとここを借りてリングを作っていたということですので、これは○○君もこの間リング名人に認定されているようですから何の問題もないと思うのですが、たまたまその内容をお風呂で行き合ったときに聞いて、新規じゃないけれども、今まで借りているんだというふうに言っていたもので、本人が説明来ないのに俺が補足説明をするべきものなのかというのはちょっと微妙なんですけれども、役場のほうは本人に伝えろというふうには言ってもらっているんですよね。それを言わないということは、別に俺が補足しなくてもいいかなとも思うんですがね。今までずっとされたということで、今回正式に書類が目立ったということですので、何の問題はないかと思うんですが。

議 長 地区内の話だし、知らないわけじゃないし、その辺はお認めいただいて。中に一応通知出しても連絡してこない生産者も見られるかとは思いますが、それはまた臨機応変にやっていただきたいと。お願いいたします。

20番に対して質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

21番の案件に対して質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

22番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

23番の案件について、補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 ○○○○さんのお父さんが、この畑を借りてずっと前からラベンダーを植えて楽しまれていました。今回は、経営移譲で○○さんの名前に変わりましたが、お父さんの○○○○○さんがこのラベンダーの畑をこれからもしっかり管理していくということで問題はないかと思えます。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

24番の案件について、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは高齢で、以前けがされたこともありまして、ちょっと体調が優れないということで○○さんをお願いした次第です。問題ないと思えます。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

25番の案件について、補足説明を下田健志委員、お願いいたします。

下田健志委員 ○○○○さんは、ここで今までお勤めでいらっしやっています。それで、退職されて、農業もやるタイミングということでもありますけれども、ずっと前から再設定という形で○○○○さんにリンゴ畑を貸していらっしやって、また今回も○○君がまた続けてリンゴをやるということで、10年で、再設定は10年なんですけれども、○○さんもまだ○○歳で若くて、農業を真剣にどんどん力強くやっているとありますので、何の問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
26番の案件について、補足説明を湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 ○○○○君なんですけれども、手をかけてきた畑なのでもう10年やるということなので、問題ないと思います。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。  
この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
27番の案件について、補足説明を小古井委員、お願いいたします。

小古井委員 ○○君なんですけれども、○○○○○○さんの後継者として何年かまえから農業を始めているんですけれども、その○○さんが借りていた畑を今回また○○君が引き継いで借りるということですので問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
28番の案件について、補足説明を湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 ○○○○さんなんですけれども、5年の再設定ということで問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。  
この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
29番の案件については私のほうからご説明させていただきます。  
○○さんのほうなんですけれども、体調を崩しているということで、○○○○さんが借りることになったわけなんですけれども、○○さん自体のこの畑自体が多少周りの家にちょっと苦情が来たりして問題がある畑だったんですけれども、○○さんが借りるようにして、ちょっと手が入っていなかったようで、リンゴの木とかも伐根してまた新たにモモとブドウを植えたいということです。○○さんのほうも、下に○

〇〇〇さんありますけれども、後継者も共にやっているということで問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

30番の案件ですけれども、今の〇〇さんなんですけれども、今の形の〇〇さんで、〇〇〇君が畑を借りるようになったんですけれども、やっぱりこのブドウ畑も、ブドウに何か病気が入っちゃって、その病気が何か周りにうつるという苦情もあったみたいで、またそのブドウも抜いて、新たにまたブドウを植え直すという気持ちでいるそうです。〇〇君も若くて、就農3年ぐらいたったかな。頑張っている人なので大丈夫だと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

31番の案件について、補足説明を上原委員、お願いいたします。

上原委員 〇〇〇〇さんですが、1人で農業をされていて、面積もちょっとだんだん大変だなというところで、この案件ですが、隣の畑の〇〇〇〇君に打診したところ、作ってもいいよということで引き受けていただきました。〇〇君もまだ若くて頑張っていますので何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

32番の案件について、補足説明をお願いいたします。齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇〇〇さんの畑はもう〇〇さんにずっと前から何回も再設定している畑です。本人もいらっしゃいますが、大丈夫。よろしく願いします。

議 長 ありがとうございました。

この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

藤浦委員、可決ということでお願いいたします。

次に進みます。(8) 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料26ページをお願いします。議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてです。

令和6年3月18日付で、農用地利用集積等促進計画(案)についての意見聴取の依頼が山ノ内町長よりありました。農用地利用集積等促進計画というのは、農地の貸借について、長野県農業開発公社が間に入った契約形態となるもので、この計画(案)につきまして、農業委員会の意見を聞くことになっております。農業委員会の意見集約の計画書を提出しますと、公社のホームページによる利害関係の意見聴取も行われ、その後県へ認可申請、県知事が公告するという流れになります。

今回の案件につきましては、新規の契約ではなく、既存の契約について耕作者を変更する権利移転についてとなります。

資料の28ページになります。従前の借受者は〇〇の〇〇〇〇、新たな借受者は〇〇の〇〇〇〇、利用権を設定する農地は大字佐野字〇〇〇〇〇一〇、現況地目、畑、面積2,494平米、利用目的はリンゴの作付となります。農業経営の状況等は、29ページのとおりです。

以上につきまして協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの案件、説明なんですけれども、これが初めて取り扱うような案件になっているわけなんですけれども、この〇〇さんのほうは農業が、今Iターンで3年ぐらい前に就農して農業をやっていたわけなんですけれども、体調があまりよくないということで、〇〇〇〇さんが公社を通して借り受けるという案件なんですけれども、こういう公社を通して借り受ける形にしたわけなんですけれども、このようなやり方における設定を受けようとする形について意義とかをお聞きしたいという話なんですけれども、ちょっと分かりづらいんですけれども、私のほうもあまりよく理解できていないようなので、ご質問等をいただいて勉強したいと思っておりますので、事務局のほうでちょっと補足説明もう少しお願いします。

事務局 初めてなのですみません。一応、公社から〇〇さんが借り受けたんですけれども、〇〇さんがちょっと当分できないということで、同じ契約内容、リンゴの耕作で賃金をここで一旦払うという契約で、残りの期間を〇〇〇〇さんが借り受けてくれるということになって、権利移転という形になります。これについて、農業委員会の意見を求められて、設定について異議はないかということなんですけど。報告第7号の合意解約のほうで公社の書いてあるんですけれども、この場合、期間の途中なんですけれども、この借り入れてくれる方が条件同じであれば、残りの期間合意解約しないで、この議案第10号ように権利移転の関連の中で随時行えばいいんですけれども、合意解約の方で出ている案件はそうはいかなくて、〇〇さんの農地、大字寒沢〇〇〇の面積が1,368平米となっているんですけれども、これ当初の契約のときの面積で、現在は国調で面積が変わっているようで、当初の契約と面積が変わっている場合は公社の規定により改めて手続きをする必要があるそうです。

小古井委員 この件、契約切れになった場合は利用権設定のほうへ入ってくるの。

事務局 開発公社のほうで終期が近づいてくる方に一応更新の意思があるかというのを確認して、なければそこでもう自然に契約は終わるんですけれども、7年の4月以降は、今ここでやっている利用権設定という形でなくて、開発公社を通して、一旦公社に貸して、公社がまた新たな人に借り換える。現在は経過措置ではないですけれども、附則で利用権設定を行っている形になります。

小古井委員 公社の意味が分からないんですけれどもね。今のやり方で何か問題があったから公社を通すことになったというんだったらその説明聞いてみたいし、来年度からもう利用権設定がなくなりますよというのを聞いたんだけど、何でそうなったかという理由が分からない。大体、公社がただここにいつも出てきて仲介に入るだけなんですけれども、入ることによって何がプラスになるかというのも分からないし、どういう組織かも分からないし、ここまで公社がやるんだったら、自分たちで借り主見つけて、全ての責任を公社が取れば、農業委員会になんか上げなくたって貸し借り

が簡単にできるじゃない。

藤浦委員 少なくとも、本当にただ国が手動して農地の流動化だかをやっていますという実績をつくりたいだけみたいなあれですね。

小古井委員 そういうふうに見えますよね。

齊藤委員 本当に余計なこったい。

小古井委員 納得できる説明をしてもらいたいという、何か国会みたいなことを……。

上原委員 でも、現実的には令和7年からはなっていくって……。

藤浦委員 結局、けつが決まっている案件しか申請を受けないから。本当の一番最初、大本は、とにかく公社にみんな預けてくれ。情報をそこで集めて、そこから検索でいろいろしたい、同時にやるようにしてやるという話だけれども、結局……。

議長 公社のほうからちょっと出向いて説明をしてもらうことって可能なの。

事務局 この件は、どっちにしても〇〇さんが退去した部分のやつで、今まで契約を結んでいたところへ同じ契約で、その契約が終わる年度まで、要は次の人の契約引き継いでもいいかということ、農業委員会のほうで要は尻持ってくれて言っているだけの話です。どっちにしたって、中間管理機構でこれをしていくというのは国のほうの施策で、そういうふうに農水省に対してやっていますよと。会計検査院に対して、我々はここまで農地に対してやっているんだ。それは、各農業委員会のところをお手伝いしているだけだとしか彼らは多分言わないはずですよ。今までの中間管理機構1人しかいなかったわけですよ、職員が特進で。できっこないですよ、そんなの。ここへきて2人、3人になってきましたね。県の人たちが終わってそこへとっついていってくれれば。多分今後その利用権設定というのもなくなくなりますので、その後は中間管理機構がまともに動くかといったら、多分動かないです。また、町の農業委員会のほうにこういう書類出してくれ、ああいう書類出してくれというふうに動く。でするので、中間管理機構の件に関しては、またこれで新規の農業委員さんの皆さんに対してしっかりともう一回説明をしていただくというような時間をつくっていくということによろしいでしょうか。何せ、ここで事務局のほうもしっかりと勉強していないのが一番いけないんですが、大変申し訳ございませんが、このまま会議が進みませんと先へ進めませんので、申し訳ございませんが、そのような宿題をいただいたということで進めていただければと思っております。以上です。

議長 申し訳ないですけれども、もう一回ちょっとこの案件について事務局のほうから説明してもらってもいいですか。

事務局 〇〇さんが体調不良ということで耕作できなくなったため、その畑を公社との契約が終わるまで〇〇〇〇さんが借り受けるということです。〇〇さんのほうは、就農して頑張っていますので大丈夫だと思っておりますので、よろしくお願ひしますという案件です。

議 長 いろいろちよつともめごと、もめていてすいませんけれども、この案件について、質問を大分いただきましたけれども、採決を取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

賛成の方は挙手願ひます。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

次に進みたいと思います。(9) 議案第11号 令和6年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料30ページ願ひします。議案第11号 令和6年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表の案ということでして、それで、賃金規定ですね、農業委員会を開きまして、ここで協議をしまして、本定例総会にて提案させていただくという関係になります。

事務局のほうから簡単に、令和6年度の農地について簡単に説明させていただきます。

表の一番左側ですね。こちらの種類に上から稲作、野菜・果樹、きのこ、下のところは機械作業となっております。令和5年の10月1日から年の最低賃金は908円から948円と4.4%のアップということとなりました。一般作業、稲作や野菜・果樹、きのこの一般作業に関しては、県の最低賃金の948円に合わせておりますが、それ以外の技術作業費や機械作業については、もともとの労賃にアップ率の4.4%を掛けた数字ということで掲げさせていただいております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

この案件について、藤浦農政部会長のほうから補足説明ということで願ひいたします。

藤浦委員 事務局の言ったとおりで、特に補足する部分はないにはないんですけれども、一律全ての項目に対して4.4%を掛けたものを目安として標準労賃としましょうということなんですけれども、具体的に言うといろいろあるんですけれども、例えば剪定作業なんかで1,720円の中には人件費と技術料、そういうものが含まれているわけなので、人件費の部分だけ、要するに948円が人件費なので、1,720円のうちの人件費は948円で、それ以外は技術料というふうに見ることができるので、技術料は昨年と同じにして、人件費の部分だけを4.4%上げるというふうにすれば多少上げ幅が抑えられるんじゃないかというような議論もあったんですけども、これはあくまでも目安ということなので、特にこれにしくちやいけないという金額ではないので、分かりやすいように一律4.4%を乗じるという方向でお示ししようということになりました。

議 長 ありがとうございました。

この労賃についての今の表を見ていただいて、ご質問ありましたら願ひいたします。

齊藤委員。

齊藤委員 労賃というか、作業のことについてでもいいですかね。まだこれから説明ありますか。

議 長 いや、もう一応。



齊藤委員 SSの作業についてなんですけれども、10アール当たり4,500円になっていますが、運転手、燃料つき、薬剤と補助者は別ということ。どういうことなの。これ括弧してくくりがないから、薬剤となると、今薬剤費うんと高くなっているから。

事務局 別です。

齊藤委員 書き方をちょっと変えてもらわないと分かりにくいと思います。ということは、薬剤と補助者は別ということで、運転手と燃料代が4,500円ということ。了解です。それなら分かるけれども、ちょっと分かりやすく書いて。

議長 区切りや括弧をつけてもらえればよかったです。その辺またお願いいたします。  
下田委員。

下田委員 この作業料金表についてどうのこうのというわけではないんですけれども、一応長野県の最低賃金というのが示されて、この辺の縛りはあるのかなと思っていたら、上のところ米印、あくまでも目安というふうにも書いてあったりとかする中で、その辺の考え方は、例えば罰則があるのか、ないのかとか、一般的にテレビでいえば、長野県の最低賃金幾らになりました、全国の都道府県は幾らというのは示してあるんですけれども、目安でありますと言ったら全然関係ないよみたいなイメージもあるんですけれども。

事務局 罰則があるとすれば、県の最低賃金を下回った場合、これはもう明らかに違法ということになりますので、それさえ守っていれば、例えば賃金は目安なので、守らないでビジネスとかで貸して、双方で話し合って納得した金額で雇用していただくというようなことは可能かなと思います。

下田委員 この一番上の稲作の948円と、機械作業のもみ作業、とにかく948円を下回ったら労働基準監督署か何かで罰則が来るという。ということは、やっぱりこの最低の948円というのを下回ってはいけないというのの決まりがあるということですね。あとは、ほかのところは相対で。分かりました。

小古井委員 関連してなんですけど。前から思っていたんですけど、どうしてこれこの時期なんだろう。これ、今決めると来年のこの時期だよ、また改定するのね。だけれども、最低賃金が決まって施行になるの大体10月だよ。ここの町のやつをこのまま使っていて、11月になってこれやっていたら、今言った労働基準法の最低賃金の違反になるんだよね。それだったら、そこと同じタイミングで見直しをすればいいと思うんだけど、あるほうでは、町ではこれが標準だよ。だけれども、国の法律ではこの金額だよと言ったときに、それは国のほうで従ってくださいって前も聞いたことがあるんだけど、だったら時期を同じくすればいいのになと思うんだけど、どうしてここじゃなきゃいけないの。

事務局 まず1つは、年度として見ているので、令和4年4月1日からとなっているのですが、ほかの市町村だったり、長野県の農業会議、長野県、あと農協も同じように年度で考えていまして、あと公告のタイミングも同じ年度のタイミングなんです。なので、ちょっと足並みをそろえるという意味でこのタイミングで出しています。

あと、一番下の注1というところで、毎年10月1日に長野県の最低賃金が変わりますので、毎年農業委員会もそうなんですけれども、最低賃金が変わったところで今までに合わせていたところを上げて公表しているという形にしています。

小古井委員 だったら、年に2回もやらないで、その時期に1回やればいいんじゃないの。

事務局 年に1回だけ。公表するのは2回ですけれども。

小古井委員 だから、10月で変わった時点でこうなりましたというふうにやればすっきりするんじゃないの。だけれども、年度というのはこっちの都合じゃない。だけれども、法律は年度関係ないからね。

事務局 そこは農政部のほうとも話し合っただけで決めていくことになると思いますので。

小古井委員 10月1日のこの表の中で考えれば、10月1日にはこの948円という一番最低のところだけは国の法律がそうなっているから、変えて公表しなきゃいけないものなんだよね。この文書は10月1日時点になると908円というのは無効になるんだよね。

事務局 改定の金額に合わせて再度公表する予定だと書いてありますので、10月1日以降はまた改めて公表するということになります。

下田委員 以降に、以降というより、10月1日に共選所とかそういうところはもう最低賃金基準に上げてやっているということは、10月1日より前に最低賃金って公表されているはずなので、そうしないと今の労働基準監督署で違反行為になっちゃうから、もうちょっと前に分かっているんだったら最低のところだけでもしないと、大手振ってこれ作業表ってやったって偽りになっちゃうんじゃないかなという突っ込みが入ると思うんですけども、それご検討していただけますか。

事務局 検討します。

小古井委員 最低賃金に準ずると書けばどうなの。長野県で最低賃金に準ずると書いたら。

事務局 長野県の最低賃金に準ずる。でも、金額を書かないと人は分からないから、金額を書かせていただいて、今、担当者が申したとおり、一応県のほうに足並みそろえて年度でそれを出させていただいている。そこをまずいのであれば考えていく。でも、基本的には年に2回は出して、面倒でも出して、だから年度末になって委員会を開いて確認をしているということです。基本的には1回だけやればいいのかもしれないです、10月なら10月に。そこところは県のほうと、要はうち単独でそうやって走っていいんだかどうかというのは確認します。ただ、その実際のところ、人件費に対しては10月1日ですけれども、その他の機械とかそういう関係については多分4月1日だと思うね。そこら辺の絡みもちょっとあるので、農政部、議会のほうでちょっと検討しながら、そこら辺も加味しながら決めていただければと思います。

議長 時間給に対してはもう10月に決まってしまうんですけども、今、事務局が言ったとおり、作業とか云々のやつは分からないもので、仕方なしの4月以降決めてい

ただくということで。また改革ができるであれば改革していただくということで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かありましたらお願いいたします。(なし)

ないようでしたら、大変時間がかかってしまい申し訳ありませんでした。議事については以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

会長代理 山本会長、議事進行ありがとうございました。

<その他> 当面の日程について

会長代理 それでは、以上をもちまして令和6年第3回山ノ内町農業委員会定例総会を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時13分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---